

# 一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会

## 防 災 対 応 要 綱

平成24年5月7日  
理事会規程第8号

### (目的)

第1条 この要綱は、社会の重要なインフラである交通安全施設が災害により被害を受けた場合、その被害状況の調査、応急復旧作業等を一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会（以下「本会」という。）が支援することを目的とした本会と各都道府県警察が締結した協定に基づいて、各都道府県警察から本会に支援要請があった場合、これに適切に対応するための基本的事項について定めることを目的とする。

### (防災対応委員会の設置)

第2条 協定に基づく支援要請に適切に対応するため、本会に防災対応委員会を設置する。

- 2 防災対応委員会の委員は、本会の理事、会員又は会員である事業者の社員の中から、理事長が委嘱する。
- 3 防災対応委員会に委員長を置き、委員の中から理事長が指名する。
- 4 委員長は、防災対応委員会の活動を掌理する。

### (防災対応委員会の役割)

第3条 防災対応委員会は、協定に基づく支援要請に適切に対応するため、防災計画策定等の諸課題について検討し、また適宜防災訓練を実施する。

- 2 支援要請があったときは、支援先警察と密接な連絡調整を図り、本会の支援活動の実務を統括する。
- 3 防災対応委員会は、災害発生時に第一次的に支援を担当する本会会員（以下「一次支援会員」という。）を指定し、一次支援会員が支援先警察の要請に適切に対応するために行う条件整備等を目的とした警察との事前協議、体制整備等に関し、必要に応じて助言・援助する。
- 4 防災対応委員会は、全国的な支援を容易にするため、警察本部毎の特殊な工事仕様への対応策を検討する。

(会員の支援活動への参加)

- 第4条 本会会員は、積極的に防災活動に協力し、その支援活動の内容には制限を設けず、建設工事に該当しない活動も含むものとする。
- 2 本会会員は、支援活動業務に習熟した社員の確保と育成に努めるものとする。
- 3 本会会員は、本会が実施する防災対策に関する研修・訓練、都道府県警察との共同防災訓練等に努めて参加するものとする。

(関係メーカー等との連携強化)

- 第5条 本会は、応急復旧活動に必要な交通管制機器、工事資機材、車両等の緊急確保に備え、関係メーカー等との連携強化に努めるものとする。

(緊急連絡対応責任者の指定)

- 第6条 防災対応委員会の委員長は、支援先警察からの緊急連絡に対応するため、支援先警察毎に緊急連絡対応責任者を指定するものとする。

(経営事項審査における確認書類の交付)

- 第7条 防災協定に基づく支援活動に参加する本会会員は、経営事項審査等の申請時に防災活動を支援している旨の証明を必要とする場合、交付申請書（別記様式第1号）で申請することで証明書（別記様式第2号）の交付を受けることができる。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別記様式第1号（第7条関係）

## 災害協定証明書交付願

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会  
理 事 長 ○ ○ ○ 殿

所 在 地  
商号又は名称  
許 可 番 号  
代 表 者 名

今般、経営事項審査の社会貢献の項目（W5）加点に当たり、下記の証明  
が必要ですので、証明書の交付をお願い致します。

記

○○県警察本部と締結した『災害時における交通安全施設の復旧対策に  
関する協定』に関する証明

申請日 令和 年 月 日

## 証明書

所在 地

商号又は名称

許可番号

代表者名

上記の者は、平成\*\*年\*\*月\*\*日付けで当協会と○○県警察本部長と締結した「災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定」について、この協定に基づき、○○県警察本部が所掌する交通信号施設及び設備の災害応急対策に係る業務の実施に従事する者であることを証明する。

令和\*\*年\*\*月\*\*日（審査基準日）

令和\*\*年\*\*月\*\*日

一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会

理 事 長 ○ ○ ○ ○